第十八条第一号に次のように加える。

ワ　地上権、永小作権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利が設定されている不動産で、次に掲げる者がその権利を有しているもの

(1)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号（定義）に規定する暴力団員（(1)において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（ワ及び次号ヘにおいて「暴力団員等」という。）

(2)　暴力団員等によりその事業活動を支配されている者

(3)　法人で暴力団員等を役員等（取締役、執行役、会計参与、監査役、理事及び監事並びにこれら以外の者で当該法人の経営に従事している者並びに支配人をいう。）とするもの

第十八条第二号に次のように加える。

ヘ　暴力団員等によりその事業活動を支配されている株式会社又は暴力団員等を役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役をいう。）とする株式会社が発行した株式

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（特定障害者に対する贈与税の非課税に関する経過措置）

第二条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条において「改正法」という。）第三条の規定による改正後の相続税法第二十一条の四第一項の規定の適用を受けようとする同項に規定する特定障害者が、当該特定障害者のこの政令の施行の日（次条において「施行日」という。）前に贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）により取得した財産に係る贈与税について改正法第三条の規定による改正前の相続税法第二十一条の四第一項の規定の適用を受けたことがある者である場合には、改正後の相続税法施行令（次条において「新令」という。）第四条の十第一項第五号及び第四条の十三の規定の適用については、同号中「特定障害者扶養信託契約」とあるのは「特定障害者扶養信託契約（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第三条の規定による改正前の相続税法（以下この号及び第四条の十三において「旧法」という。）第二十一条の四第二項に規定する特別障害者扶養信託契約を含む。）」と、「及び」とあるのは「並びに」と、「法第二十一条の四第一項」とあるのは「旧法第二十一条の四第一項及び法第二十一条の四第一項」と、同条中「係る特定障害者扶養信託契約」とあるのは「係る特定障害者扶養信託契約（旧法第二十一条の四第二項に規定する特別障害者扶養信託契約を含む。）」と、「同条第一項」とあるのは「旧法第二十一条の四第一項及び法第二十一条の四第一項」とする。

（管理処分不適格財産に関する経過措置）

第三条　新令第十八条第一号ワ及び第二号への規定は、施行日以後に相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この条において同じ。）により取得する財産に係る相続税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百十四号

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）の施行に伴い、並びに同法附則及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条の十八」を「第二十五条の十八の二」に、「第三十三条の九」を「第三十三条の八」に、「第三十九条の百九の三」を「第三十九条の百九の二」に、「第四十四条の三」を「第四十四条の二」に改める。

第一条の二第三項の表法第六十一条の四第一項の項中「当該交際費等の額のうち次に掲げる金額の合計額」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、同表法第六十八条の六十六第一項の項中「当該交際費等の額の合計額のうち次に掲げる金額の合計額」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、同表第二十七条の四第十項の項中「第二十七条の四第十項」の下に「及び第二十八条の九第十二項」を加え、同項の次に次のように加える。

第二十八条の九第十五項第一号	二千万円
第二十八条の九第十八項第一号	二千万円

五百万円（資本金の額等が千万円超五千万円以下である法人にあつては千万円とし、資本金の額等が五千万円超である法人にあつては二千万円とする。）	二千万円
五百万円（資本金の額等が五千万円超一億円以下である法人にあつては千万円とし、資本金の額等が一億円超である法人にあつては二千万円とする。）	二千万円

第一条の二第三項の表第三十九条の三十九第十三項の項中「第三十九条の三十九第十三項」の下に「及び第三十九条の五十六第三項」を加え、同表に次のように加える。

第三十九条の五十六第五項第一号及び第六項第一号	五百万円（当該連結親法人又はその連結子法人が次に掲げる法人に該当する場合には、次に定める金額）	二千万円

第三条第三項ただし書中「次条第十五項」を「次条第十三項」に改め、同条第十七項中「第五条の三第四項第一号」を「第五条の三第四項第七号」に、「同項第五号」を「同項第四号」に改め、同条第十九項中「第五条の三第四項第五号」を「第五条の三第四項第四号」に、「第五条の三第四項第七号」を「第五条の三第四項第一号」に、「同項第五号」を「同項第四号」に改める。

第三条の二第一項第一号中「第五条の三第四項第一号」を「第五条の三第四項第七号」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第十九項」を「第十七項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項及び第九項を削り、同条第十項中「第五条の三第四項第二号」を「第五条の三第四項第一号」に、「社債的受益権」を「資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百三十条第一項第二号に規定する社債的受益権」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十一項中「第五条の三第四項第五号」を「第五条の三第四項第四号」に、「第五条の三第四項第二号」を「第五条の三第四項第一号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十二項を同条第九項とし、同条第十三項中「第五条の三第四項第五号」を「第五条の三第四項第四号」に、「第十一項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十四項中「第五条の三第四項第五号」を「第五条の三第四項第二号」を「第五条の三第四項第一号」に改め、同項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。